

令和 7 年 御 殿 場 市 議 会
9 月 定 例 会 議 案 資 料
(第 2 号)

件 名	頁
議案第 5 8 号関係資料	1
議案第 5 9 号関係資料	3
報告第 1 6 号関係資料	5

御 殿 場 市

議案第 5 8 号関係資料

防災行政無線施設（簡易型戸別受信機）の取得について

1 事業の概要

市では、住民に対し防災行政無線の戸別受信機を貸与し、演習場利用計画、防災・災害情報、市からのお知らせ等の周知を図っていますが、現在貸与している受信機の多くは平成 2 6 年度から順次設置してきたものであり、耐用年数を超過し故障等が多数発生していることから、速やかに更新を図るため、3 5 0 台の簡易型戸別受信機を導入するものです。

今年度は、令和 1 1 年度完了予定の既存戸別受信機の更新期間 6 年間のうち、2 年目に当たるものです。

2 令和 7 年度事業の概要

- (1) 事業名：防災行政無線（簡易型戸別受信機）設置事業
- (2) 事業費：2 1, 1 2 0, 0 0 0 円（防衛 8 条補助金 7 5 %）
- (3) 納 期：令和 8 年 3 月 1 3 日
- (4) 内 容：防災行政無線施設（固定系）、いわゆる同報無線について、更新用及び新規設置者用の戸別受信機 3 5 0 台を購入する。

簡易型戸別受信機の概要

1 総合性能

- (1) 構造 : 据置き型又は壁掛型
- (2) サイズ : $160 \times 106 \times 42 \text{ mm}$
- (3) 重量 : 約 370 g (ACアダプター、乾電池含まず)
- (4) 電源 : 商用電源 AC $100 \text{ V} \pm 10\%$ 、ACプラグ
電池電源 公称DC 5.2 V
- (5) 消費電力 : 5 W 以下 (ACアダプタ)
- (6) 使用電池 : 単1アルカリ乾電池2本
- (7) 電池動作 : 放送5分、待受け55分にて120時間以上
- (8) 乾電池アラーム : 電池電圧低下を検出した場合、本体前面の電源ランプが緑色から赤色に変わること。
- (9) 内部スピーカー : 最大出力 0.5 W
乾電池動作時 : 最大出力 0.1 W

2 無線系条件

- (1) 受信周波数 : 55.26125 MHz 、 61.22375 MHz
 59.40125 MHz 、 56.93375 MHz
 59.46875 MHz 内1波
- (2) 変調方式 : QPSK
- (3) 受信感度 : $\text{BER } 1 \times 10^{-2}$ (スタティック) にて $-2 \text{ dB } \mu \text{ V}$ 以下
- (4) スプリアスレスポンス : 53 dB 以上
- (5) 隣接チャンネル選択度 : 42 dB 以上

議案第 5 9 号関係資料

令和 5 年度第 7 5 号新御殿場市立図書館等建築工事請負契約の変更概要

1 変更の理由

令和 6 年 1 月 1 7 日に締結した本工事において、地業及び鉄骨工事並びに直接仮設工事について、設計内容及び施工方法の見直しの必要が生じたため、契約の変更をするものです。

なお、本変更は、施設の安全性の確保及び現場環境の改善を目的とし、公共性・合理性の観点からも必要不可欠なものであり、設計変更の妥当性及び整合性について、適正な範囲内であることを確認済みです。

2 変更の内容

(1) 地業工事 一式

地盤改良材及び施工費の増加

(2) 鉄骨工事 一式

屋根鉄骨に使用する鉄骨材及び施工費の増加

(3) 直接仮設工事 一式

内部足場の変更に伴う足場材及び施工費の増加

3 工期

変更前 契約締結の翌日から令和 7 年 1 0 月 3 1 日

変更後 契約締結の翌日から令和 8 年 1 月 3 0 日

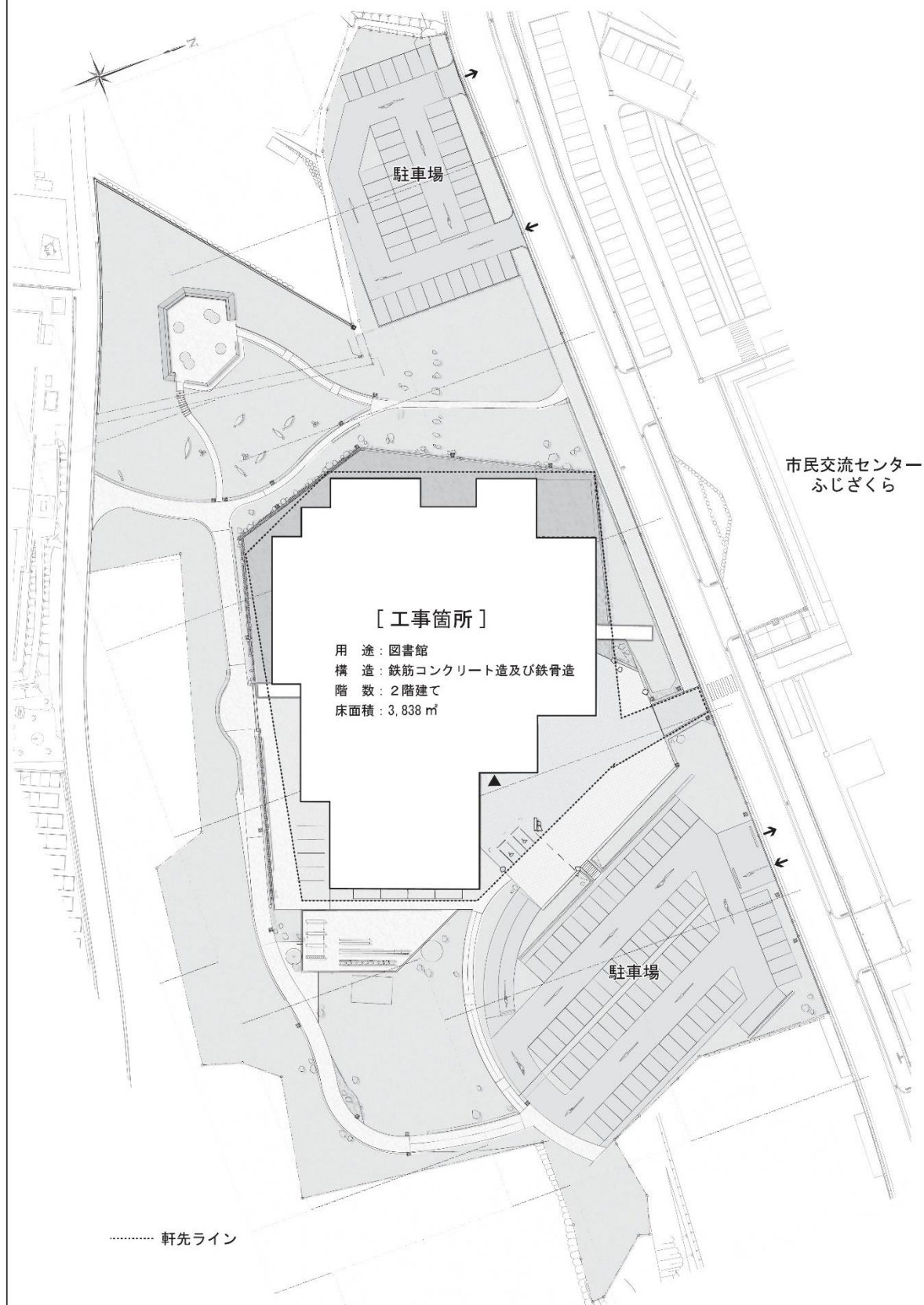
4 契約金額

変更前 2, 2 2 4, 2 0 0, 0 0 0 円

変更後 2, 3 5 7, 1 9 0, 0 0 0 円

(増額 1 3 2, 9 9 0, 0 0 0 円)

案内図・配置計画図



※外構については、現計画を図示しており、今後変更となる場合があります。

報告第 1 6 号関係資料

御殿場市営住宅家賃等の請求に関する訴えの提起について

1 通常訴訟の概要

市営住宅の家賃及び駐車場代の滞納者について、分割納付誓約をしたにもかかわらず不履行となった者に対し、差押え等の強制執行ができるよう債務名義を取得するため、令和 7 年 5 月 3 0 日に民事訴訟法第 3 8 3 条第 1 項の規定に基づく支払督促の申立てを行いました。

支払督促の申立ては訴えの提起には当たりませんが、督促異議の申立てがあった場合は、民事訴訟法第 3 9 5 条の規定により、訴えの提起があったものとみなされます。本件は、主債務者及び日常家事の連帯債務者から令和 7 年 8 月 1 日付けで督促異議の申立てがあったため、それぞれ訴えの提起があったものとみなされ、通常訴訟に移行したものです。

2 相手方

氏 名 【略】

【略】

入居住宅 【略】

入 居 日 平成 8 年 5 月 1 日

滞納金額 2, 5 4 2, 9 0 0 円

内訳 家 賃 2, 3 4 7, 9 0 0 円

(平成 1 7 年 6 月から令和 6 年 8 月までの期間のうち 7 3 か月分)

駐車場代 1 9 5, 0 0 0 円

(平成 1 8 年 7 月から令和 6 年 8 月までの期間のうち 6 5 か月分)

3 訴訟の効果

- (1) 判決の内容を履行しない場合は、給与債権及び預金口座の差押さえ等の強制執行の申立てが可能となります。
- (2) 原告、被告の双方が出頭した場合は、裁判官から和解をするよう勧められる場合があり、相手方との話合いの場を持つことができます。

4 参考法令

(1) 民事訴訟法第383条第1項

(支払督促の申立て)

第383条 支払督促の申立ては、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対してする。

(2) 民事訴訟法第395条

(督促異議の申立てによる訴訟への移行)

第395条 適法な督促異議の申立てがあったときは、督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、支払督促の申立ての時に、支払督促を発した裁判所書記官の所属する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。この場合においては、督促手続の費用は、訴訟費用の一部とする。